

第三十八回

参議院農林水産委員会議録第二十六号

昭和三十六年四月六日(木曜日)
午前十時三十七分開会

出席者は左の通り。

委員長 藤野繁雄君

理事 秋山俊一郎君
櫻井志郎君
龜田得治君

説明員 水産局長官 須賀賢二君
農林省畜産局參事官 安樂城敏男君

事務局側 常任委員 会専門員

西村健次郎君

委員 石谷燐男君
岡村文四郎君
河野謙三君
重政庸徳君
田中啓一君
堺本宣英君
大河原一次君
北村暢君
小林孝平君
清澤俊英君
安田敏雄君
小虎君
千田正君
北條鶴八君
天田勝正君
周東英雄君
農林大臣 周東英雄君
政府委員 農林大臣官房長 周東英雄君
農林大臣官房長 呂谷昌吉君
農林大臣官房長 坂村吉正君
農林大臣官房長 伊東正義君

本日の会議に付した案件
○農業基本法案(天田勝正君外二名発
議)

○肥料取締法の一部を改正する法律案
(内閣提出)

○農林水産業施設災害復旧事業費国庫
補助の暫定措置に関する法律の一部
を改正する法律案(内閣提出)

○魚価安定基金法案(内閣送付、予備
審査)

○漁業生産調整組合法案(内閣送付、
予備審査)

○漁業権存続期間特例法案(内閣送付、
予備審査)

○農業基本法案(參第一三号)天田勝
正君外二名発議を議題といたします。

本案は、去る三月三十日本委員会に
付託されました。まず提案理由の説明
を願います。

○委員外議員(天田勝正君) 私は提案
者を代表して、ただいま議題となりま
した民主社会党の農業基本法案につい
て、提案の趣旨と法案の概要を御説明
申し上げたいと存じます。

わが国の農業が曲がり角に来ている
と、識者によつて指摘されて以来、十
年になんなんといたしておりますが、
歴代内閣が農業問題に真剣に取り組ま
ず、いわゆる三割農政のまま、今日に
至りましたことは、まことに遺憾のき
わみであります。すなわち、今日各位
の関心事であります所得較差の問題一
つを見ましても、わが国が戦後最初の
好況に見舞われました昭和二十六年に
おける農林業就業者一人当たりの年所
得は六万二千四百円であります。同
年における非農林業一人当たりの所得
は十七万五千四百円であったのであり
ます。この当時、すでに抜本的農業対
策を樹立しなければならなかつたので
あります。

かつて保守党内部においてさえ、赤
城農相によつて農業に関する五つの赤
信号が指摘され、日本の農業危機が警
告されたのであります。言葉だけの
指摘にとどまつて、何ら対策は立てら
れなかつたのであります。

その後、日本経済の成長は目ざまし
く、わけても鉱工業生産の伸びは世界
の驚異と相なつたのであります。農
業の伸びは、他産業と歩調を合わせる
ことができず、昭和三十四年における
所得較差を見るならば、農林業就業者
一人当たりの所得は九万二千円、非農
林業就業者一人当たり所得は三十万四
千円と較差は拡大したのであります。
すなわち、八年間に他産業就業者所得
が十三万円伸びる間に、農林業就業者所得
はわずかに三万伸びたにすぎませ

ん。その結果、非農林業一人当たり所
得を一〇〇とするならば、農林業一人
と、識者によつて指摘されて以来、十
年になんなんといたしておりますが、
歴代内閣が農業問題に真剣に取り組ま
ず、いわゆる三割農政のまま、今日に
至りましたことは、まことに遺憾のき
わみであります。すなわち、今日各位
の関心事であります所得較差の問題一
つを見ましても、わが国が戦後最初の
好況に見舞われました昭和二十六年に
おける農林業就業者一人当たりの年所
得は六万二千四百円であります。同
年における非農林業一人当たりの所得
は十七万五千四百円であったのであり
ます。この当時、すでに抜本的農業対
策を樹立しなければならなかつたので
あります。

そもそも、いずれの国といえども、
農業国から近代的工業国に発展する當
初においては、存在しない工業から税
収を得て國の財政をまかなうわけには
いかないのでありますから、財政は農
業者に依存しつつ、工業を育成して參
るのであります。特にわが國のごと
く、封建時代、長い間鎖國政策によ
つて諸外国との通商の道を閉ざされて、
商業資本の蓄積も十分でないまま、明
治新政権の誕生と相なつたのでありま
すから、明治新政権の財政は地租に依
存し、この財政の支えによって殖産興
業の名のもとに、官業財産払い下げを
柱として鉱工業を育成する一方、政商
に暴富を積ませてきたのは明らかな事
実であったのであります。さらに、わ
が国の特徴は、商業資本から産業資本
への自然の発展ではなく、産業資本への
地主資本の動員であると思うのであり
ます。

第一次に、法案の内容について申し述べ
ます。

第一に、国等の責任を明確にしたこ
とであります。

われわれはただいま趣旨説明におい
て申し述べました通り、この画期的大
事業を遂行することは、國の責任であ
るとの觀点に立つのでありますから、
政府による報告事項を除き、他に全条
文にわたつて國の責任を規定したので
あります。が、總則中に概括して、ます
ます

れ、つい十数年前まで比類なき高額小
作料の収奪として存在したのであります
す。

かくして農村は長い間常に貧しく捨
て置かれ、國民食糧、その他農畜産物
の供給者としてのみならず、産業の發
展につれて低賃金労働者の供給源とし
て、また下級兵士の供給源として「國
のため」の美名のもとに勤負せしめら
れて参ったのであります。私はわが國
近代産業の形成に、このように寄与し
て参りました農業従事者に対し、今の
國は償いをしなければならない事が立
ち至つたと思うのであります。以上の
歴史的事実を全国民に理解していただき
て、その協力を得て、この法案により
画期的施策を実現し、これによつて農
業従事者のそれと均衡させ、農業生
産性を向上し、かつ農業従事者の地位
を向上させしめようと存するのであり
ます。

次に、法案の内容について申し述べ
ます。

第一に、国等の責任を明確にしたこ
とであります。

われわれはただいま趣旨説明におい
て申し述べました通り、この画期的大
事業を遂行することは、國の責任であ
るとの觀点に立つのでありますから、
政府による報告事項を除き、他に全条
文にわたつて國の責任を規定したので
あります。が、總則中に概括して、ます
ます

れ、つい十数年前まで比類なき高額小
作料の収奪として存在したのであります
す。

かくして農村は長い間常に貧しく捨
て置かれ、國民食糧、その他農畜産物
の供給者としてのみならず、産業の發
展につれて低賃金労働者の供給源とし
て、また下級兵士の供給源として「國
のため」の美名のもとに勤負せしめら
れて参ったのであります。私はわが國
近代産業の形成に、このように寄与し
て参りました農業従事者に対し、今の
國は償いをしなければならない事が立
ち至つたと思うのであります。以上の
歴史的事実を全国民に理解していただき
て、その協力を得て、この法案により
画期的施策を実現し、これによつて農
業従事者のそれと均衡させ、農業生
産性を向上し、かつ農業従事者の地位
を向上させしめようと存するのであり
ます。

次に、法案の内容について申し述べ
ます。

第一に、国等の責任を明確にしたこ
とであります。

われわれはただいま趣旨説明におい
て申し述べました通り、この画期的大
事業を遂行することは、國の責任であ
るとの觀点に立つのでありますから、
政府による報告事項を除き、他に全条
文にわたつて國の責任を規定したので
あります。が、總則中に概括して、ます
ます

れ、つい十数年前まで比類なき高額小
作料の収奪として存在したのであります
す。

かくして農村は長い間常に貧しく捨
て置かれ、國民食糧、その他農畜産物
の供給者としてのみならず、産業の發
展につれて低賃金労働者の供給源とし
て、また下級兵士の供給源として「國
のため」の美名のもとに勤負せしめら
れて参ったのであります。私はわが國
近代産業の形成に、このように寄与し
て参りました農業従事者に対し、今の
國は償いをしなければならない事が立
ち至つたと思うのであります。以上の
歴史的事実を全国民に理解していただき
て、その協力を得て、この法案により
画期的施策を実現し、これによつて農
業従事者のそれと均衡させ、農業生
産性を向上し、かつ農業従事者の地位
を向上させしめようと存するのであり
ます。

次に、法案の内容について申し述べ
ます。

第一に、国等の責任を明確にしたこ
とであります。

われわれはただいま趣旨説明におい
て申し述べました通り、この画期的大
事業を遂行することは、國の責任であ
るとの觀点に立つのでありますから、
政府による報告事項を除き、他に全条
文にわたつて國の責任を規定したので
あります。が、總則中に概括して、ます
ます

○小林翠平君 東北、北海道を襲いました大雪害に關係いたしまして、この被害地区に対しまして、強力なる国の救濟の措置が講ぜられなければならぬのであります。が、これに關しましては、各委員会においていろいろ研究され、また近く参議院においては連合審査が行なわれます。そこで、政府の基本的な対策を行ない、検討することになつておりますが、この際私はその対策の一つであります天災融資法の適用に関しまして、農林大臣のお考へを承りたいと思うのであります。

この雪害の対策の一つといたしまして、天災融資法の適用を関係地方は強く望んでおつたのであります。が、今日に至るまで、この適用がされるということが決定されておらないのであります。その理由の一つといたしましては、いまだ被害額の調査が十分でない、従来四十億とか五十億が被害額の基準にして、これの適用が行なわれておつたのでありますけれども、今までの調査ではまだ十二億とかあるいは十三億の程度であるから、その調査をさらに待つて適用するかどうかをきめる、こういう御説明でありました。

そこで問題が二つあると思うのであります。一つは、こういうような非常に局地的な被害、しかも六十年とか七十年ぶりの被害であつて、非常にその地方にとつては激甚な被害があつた場合は、従来の四十億とか五十億円という基準にとらわれないで、これの適用をすべきではないかということが第一点であります。

の規定によりますと、その農作物の減収量が平年における収穫量の百分の三十以上の場合、あるいはその農作物の損失額がその平年における農業の総収入額の百分の十以上である場合と、こういうふうになつておりますが、たとえば果樹や桑のような場合は、その年の被害はかりに一億円であつても、枝が折れたりなどいたしますと、その被害は来年、再来年に及ぶわけであります。従つて、当該年の被害だけを考えたのでは、この天災融資法の精神に沿わないのではないか、こういうふうに考えるものであります。そこで政府

の調査も完了いたしましたので、天災融資法を発動いたすことにいたしております。ただいま政令その他の手続を急がせて努力をいたしております。

第二点のお尋ねでありますか、これは事務的な取り扱いについて申しますと、法文の規定について今お読み上げになつたようなことでありますか、大体次年度における事柄を考えて、それに対する処置も講じてきたのでありますまして、次年度以降さらに先の被災減収量というようなものの測定はなかなか困難であります。今までの取り扱いはそこまで及んでおらぬのであります

た態様の災害でござりますので、非常に早期に被害を調査することが困難であります。あつたわけでございますが、とりあえず速報として、現在各事務所から報告されたものを、目下詳細な集計の途上とでございます。概略申し上げますと、農作物の関係で約十三億、それから林産、林木、森林の関係で約四億程度の被害があるというふうな結果に、集計の結果はなるようでございます。なほ正式に集計いたしました結果の統計としての公表と申しますか、外部への表示はまだ済んでおらないようでございます。これは集計途上の速報でござい

この法律の解釈は、当該年度だけでござる、こういうふうに解釈をされておられたわけでありますが、それは誤りであつて、次年度以降の分も考へる所は、当然ではないかと思うのであります。ですが、この点いかがですか。

○政府委員(坂村吉正君) 法律の第三条の解釈につきましては、これは当該年度だけであるとか、次年度までであるとかというところまで、今までつけて考へることは実際問題としてないわけでございます。実際問題といたしますことは、今まで大体当該年度の被害を中心いたしまして運用いたして参り

○政府委員(昌谷孝君) 統計調査部の
が、ただいまのところやむを得ないかと思ひます。従つて、でき得る限り異
樹等については、あらかじめこれに対する補助等を出す場合において、施側
あるいは木の植えかえというような問題について補助金等をやり、そして早
い樹勢の回復等に努力していくといふことが、今までのやり方でございます。
今日のところ、繰り返して申しますと、次年度における減収等測定も困
難でありますので、取り扱いはそこまで及んでおらないのが実情であります
す。

○小林孝平君 農林大臣の御努力でこ
れが発動することが決定したということ
とは、非常におそまきながら、関係者
は喜ぶことだらうと思うのであります
。この被害の調査が最近大体わかつて、これによつて発動することになつた
といふのでございますが、大体どの
くらいの額になつて発動することに
なつたのですか。

○小林幸平君 この農作物の被害十三億、林木関係四億、合計十七億、今後増加する見込みではあるけれども、こういうことで適用になつたというのには、従来こういう金額で適用になつた例はないようでございますから、この適用にあたつては、非常に農林省当局の御努力をされたことだらうと思いまして、御努力に敬意を表しますけれども、この第二条の解釈の問題でござりますが、今後の問題もありますから、明らかにしておいた方がいいと思うのですが、今農林大臣は非常に次年頃以降の被害を見積もることは困難でありますからと、こうおっしゃいましたけれども、農林大臣はどうお考えになりりますか。この第二条をこのまま解釈ができます。もし、そういう被害の調査がすれば、次年度以降の被害も考えなければなりません。もし、そういうことであつたら、当然考えるのが至当ではないかと思うのであります。

休間に合つておつた、こういうことござりますが、今度の場合のように、雪害等で果樹等が折れました場合には、当然将来のこといろいろ考えなければならんということも仰せの通りでございまして、そういうような実害ではござりますが、今までの運用は、大体当該年度を中心にして運用して参りましたという関係もございまして、まあ将来にも相当これは被害の影響が響くじゃないか。こういうことを頭に置きましたし、先ほど申し上げましたように十三億というようなこと、それから十七億というような例で、きわめて被害額としては縮額としては少ないのでございますが、従来の例は大体二五億から七億が最低でござります。そういう事情でござりますけれども、五災融資法を適用したわけでございますので、運用の面において、今回の運用の面であるいは融資の面等につきましても、その将来のことも少し頭に置

○政府委員(昌谷孝君) 統計調査部の被害調査につきましては、前回の委員会で申し上げましたように、こういつ

えるのが至当ではないかと思うのであります。今までの農林省の御答弁あるいはこの運用に当たつての考え方は、

ても、その将来のことも少し頭に残
きまして、十分ことしの間に手当がで
きるようなどうなことで、十分

この法律の解釈は、当該年度だけでござる、こういうふうに解釈をされておられたわけでありますが、それは誤りであつて、次年度以降の分も考へるのでは、当然ではないかと思うのであります。ですが、この点いかがですか。

○政府委員(坂村吉正君) 法律の第三条の解釈につきましては、これは当該年度だけであるとか、次年度までであるとかというところまで、今までつけて考へることは実際問題としてないわけでございます。実際問題といたしましては、今まで大体当該年度の被害を中心いたしまして運用いたして参り

考えていきたいというふうに考えておられます。

○小林泰平君 将来のこともあります

から念のためお尋ねいたしますが、そういたしますと、從来は少なくともこの農林省の御説明は当該年度ということを中心にお話しになっておつたと思うのです。事実また農林省にそういうお話を持つてきまして、そ

ういうふうの解釈でもつてつぱねら

れておったわけです。そこで今後はこ

の運用に当たっては、非常に困難では

あるけれども、そういうことも頭に置

くのは置いて被書類の算定をやるの

は、第二条の解釈上当然である。ある

いは正しいとお答えになつたわけだ。

その結果今回現在のところでは十七億

であるけれども、この発動をすること

になつた、こういうわけでござります

けでございます。

○小林泰平君 くどいようですけれどもね、今回のただいまのところで十七億で発動したということは、全く異例であつて、そうして非常に関係者は感謝するだろうと思うのです。これは認めますけれども、私はやはりこれは

めますけれども、私はやはりこれ

はつきりしておかないと、将来もこう

いう問題は出てくるおそれがあるわ

ですね。その際に今回はですね、そ

う熱意を示されましたけれども、こ

の次はどうなるかわからんということ

では困るわけです。そうしてまた、そ

のとき、あのときは考慮してやつた

じやないか。今度は考慮しないのはお

かしいじやないかといふことになつ

て、農林省もお困りだから、はつきり

しておいたらしいと思うのです。こ

れは一体どういうことを発動に当たつ

ては急頭に置いて次年度以降の被害を

念頭に置いてやつたけれども、実はこ

の法文の解釈はそうではないのだ。当

該年度だ。こういう解釈をしたのであ

るということをはつきりしておかないと困るのではないか。こう思うわけ

です。そこでまたそのお答えによつても

う一回お尋ねいたします。

○政府委員(坂村吉正君) 仰せの通りはそこの点をはつきりしてないと、こ

うに非常に届を引くものがあります

が、そういう場合には、今申し上げま

したように、ある程度あとの、後年度

の被害等も頭に置いてそれに対する措

置もできるようなことに運用していつ

て、そうしてカバーしたらどうだらう

かといふように考えておるわけでござ

います。もちろん、これは異例なこと

でございまして、今までの例から言ひ

ますと、非常に異例なことでございま

すので、まあ非常に時間もおくれた

のでございまするけれども、これに

よつて救済も相当できると思うのでこ

とはまあ一つの例にもなりますから、今

後は運用としては、農林省としても割

合にそういう考え方がありやすいの

ではないかと、ううに考えてお

ります。

○小林泰平君 繰り返して申し上げま

すが、全く異例な措置をとられたこと

に対しても、敬意を表しますけれど

も、今局長がおつしやつたまゝに調査

ができないんといふことになると、こ

れはまた問題なのです。調査はできる

けれども、将來は

わけなのです。それは今までの解釈

ですね、被害の調査ができませんもの

ですから、次年度以降の被害がどれだ

け出るということが、実際問題として

だから、そういう調査をやつても、農

林省も相手にしないから調査をやらな

いままです。それで私は必要だと思ひます。

○政府委員(伊東正義君) 漁港と共同

施設のお話でございますが、漁港につ

きましては、公共土木施設災害復旧事

業費開庫負担法の方へ入りますので、

公共土木の法律の適用を受けます。そ

れから共同施設でございますが、これ

は趣旨としまして、公共土木の施設と

いうような性格のものでやるうじやな

いから、そういうことで、それに準じますと

いいますか、それと性質を同じくしま

す林道、農業用施設、農地を対象とす

るわけでござります。

○政府委員(伊東正義君) そうすると、漁港関係、そ

れから特に水産方面の共同施設、そ

うものについては建設省関係の仕事

になる、こういうようなお考えです

ります。

○東隆君 私は大臣がお見えになつて

おられておりますからお聞きしますが、この今度の雪害のよ

うに非常に届を引くものがあります

が、そういう場合には、今申し上げま

したように、ある程度あとの、後年度

の被害等も頭に置いてそれに対する措

置もできるようなことに運用していつ

て、そうしてカバーしたらどうだらう

かといふように考えておるわけでござ

ります。

○政府委員(坂村吉正君) 仰せの通りはそこの点をはつきりしてないと、こ

うに非常に届を引くものがあります

が、そういう場合には、今申し上げま

したように、ある程度あとの、後年度

の被害等も頭に置いてそれに対する措

置もできるようなことに運用していつ

て、そうしてカバーしたらどうだらう

かといふように考えておるわけでござ

ります。

○政府委員(伊東正義君) そうではござ

いませんで、漁港につきましては、

やはりその当年度のものとして解釈を

いたしまして、そうして運用するのが

だつて人によつて違つて、できないと

思ひます。

○東隆君 私は大臣がお見えになつて

の問題として出てくる。これは「農業共同用施設」とあるのは、大体用排水関係とかそういう問題であつて、農業共同施設ではないものだから。ところが本法には入っている、これはね。

現行の法律の体系の中でも高率補助をしておるというもののだけを実は取り上げたわけであります。

題がアンバランスがあるんじゃないかな。
という私はお詫だと思ひます。それ
で、これは今度の連年災ということだと
けじやなくして、この災害復旧事業園補
助の指定措置に関する法律というも
のの基本内訳これは考え方ごとに違つて

ませんが、約半年にわたって雪の中に生活していかなければならぬ、これが

かこうとか言われますけれども、現にまだ霜害なんか問題になつております。それで、ようやく桑が頭を出してきた、雪の中から。桑は六尺も八尺も高い桑は作つておりません。そこそこで桑園の問題が今ようやく実質とじつ

○政府委員(伊東正義君) 今御質問でござりますが、これは関係がないというのじゃなくて、この法律の体系関係なしとどういふのですか。

が取ったのを専門で見てか
は実は私有地になつております。そろ
してしかもこれが連年災害を受けて、
そうして決壟をしたりして大弱りをして
おるんですが、私はこれは漁業の方

がつてくるのじゃないか 共同利用旗
設は全部これは一二%というふうに
なつております。農地よりもはるかに
補助率は低くなつております。であり

へ参りますと、一メール五十もしくは三メール近くあると言つております。おそらくは除雪がおくれることによつてまたいづれ言つてくるだらうと

て問題になつてきてゐる、こういふことは次から次に出てくる。あるいは水害がないとは絶対に保障はできません。今年の雪の状態から見まして、現

からいきまして、共同利用施設等については補助率二割ということでやっています。農地とか農業用施設、林道とかこういうものになりますと、これは実は高率補助の規定を設けております。それで補助率自体もこの法律体系の中では共同利用施設と、農地、農業用施設、林道そういうものとは体系は

は実は私有地になつております。そしてしかもこれが連年災害を受けて、そうして決壟をしたりして大弱りをしておるんですが、私はこれは漁業の方面においては、農地よりもまだ重要な役割であり、そうしてしかも共同の使用となっておりますが、古い時代の土地の何というか所有関係でもつて、不在地主のような関係、そういうような非常にむずかしい問題も一つある。これが災害を受けたときには、もう土地を持っておる所有者は直すことができ

がつてくるのじやないか、共同利用施設は全部これは一二%といふうになつております。農地よりもはるかに補助率は低くなつております。でありますので、この問題は単に連年災といふことだけじやなくて、この暫定法の考え方といいますか、その対象につきまして基本的にもつと検討をした上であります。今先生御指摘の点は、この暫定法

へ参りますと、一メートル五十もしくは三メートル近くあると言つております。おそらくは除雪がおくれることに、よつてまたいすれ言つてくるだろうと思ひますが、冷害並びに作付期の遅延による減収が言うて出られるだろうと思う。こんなことはもうわかっているのです。こういうようなことがはつきりわかつておりますのですから、少なくとも大体の時期が来たら、農林省としても一べんくらいそういうところを見てくれたらいだらうと思うので

て問題になつてきておる。こういうふうなのは次から次に出てくる。あるいは水害がないとは絶対に保障はできませぬ。今年の雪の状態から見まして、現在北海道でも水害がある。秋田県でも青森でも水害が起きておる。これは直ちに土木や農業施設に対してもおそらく大きな災害を障害を与えるだらうと考へておられます。こういうふうに考へておきたいと同時に、できますれば、

実は補助率等でも異にしておりまして、今申し上げましたものについては、累進して高率補助ができるというような、法律の中にはもう差別と

は実は私有地になつております。そしてしかもこれが連年災害を受けて、そうして決壊をしたりして大弱りをしておるんですが、私はこれは漁業の方面においては、農地よりもまだ重要な役割であり、そうしてしかも其同の使用となつておりますが、古い時代の土地の何といふか所有関係でもつて、不在地主のよゐな関係、そういうような非常にむづかしい問題も一つある。これが災害を受けたときには、もう土地の所有者は直すことができないのです。それからそこに住んでおる人たちも、それを復旧させることができない。こんなようなことになつてしまつて、これは実は育点になつておる点がござります。

設は全部これは一二%というふうになつております。農地よりもはるかに補助率は低くなつております。でありますので、この問題は単に連年災といふことだけじやなくて、この暫定法の考え方といいますか、その対象につきまして基本的にもつと検討をした上であります。されど、これだけに連年災といふことは、私はちょっと工合悪いのじゃないかというふうに思いますので、今先生御指摘の点は、この暫定法全部の問題としてもう少し研究さしていただきたいというふうに思います。

へ参りますと、一メートル五十もしくは三メートル近くあると言つております。おそらくは除雪がおくれることに、よつてまたいすれ言つてくるだらうと思いますが、冷害並びに作付期の遲延による減収が言うて出られるだらうと思う。こんなことはもうわかつてゐるのです。こういうようなことがはつきりわかつておりますですから、少なくとも大体の時期が来たら、農林省としても一べんくらいそういうところを見てくれたらいいだらうと思うのです、大臣が。今年のごとき豪雪はもう六十年來の豪雪だというので、非常に騒ぎを広範の地域で起こしております。鉄道が五日も六日もとまつた、また豪雪地帯に一べんくらい今雪のあるうつに行つて、どんな様子を見ていたなかで、何が美しいおりますよ、桜の花をあててお題になつてきておる。あるいは水害のは次から次に出てくる。あるいは水害がないとは絶対に保障はできませぬ。今年の雪の状態から見まして、北海道でも水害がある、秋田県でも青森でも水害が起きておる。これは直ちに土木や農業施設に対してもそらくは大きな災害を障害を与えるだらうということは考えられます。こういうことは考へられます。このうつについて農林大臣はどういうふうに考えておられるか、一つの意見を伺つておきたいと同時に、できますれば、

いいですか、事柄の性格上取り扱いを異にいたしております。今度、連年災の規定を設けましたのは、そういう高率補助のあるものだけになつております。

は実は私有地になつております。そしてしかもこれが連年災害を受けて、そうして決壟をしたりして大弱りをしておるんですが、私はこれは漁業の方面においては、農地よりもまだ重要な役割であり、そうしてしかも共同の使用となつておりますが、古い時代の土地の何とか所有関係でもつて、不在地主のような関係、そういうような非常にむずかしい問題も一つある。これが災害を受けたときには、もう土地を持っておる所有者は直すことができないのです。それからそこに住んでおる人たちも、それを復旧させることができない。こんなようなことになつて、これは実は盲点になつておる点がある。私はこういうような場合に、干し場の問題を取り上げていただいて、そうしてやはり連年災害その他にもいえるし、また全体の場合にこの災害の関係の対象にも一つしていただき、傍聴しておるんです。

がつてくるのじゃないか、共同利用施設は全部これは一二%というふうになつております。農地よりもはるかに補助率は低くなつております。でありますので、この問題は単に連年災といふことだけじゃなくて、この暫定法の考え方といいますか、その対象につきまして基本的にもつと検討をした上であります。それから連年災といふことは、私はちょっと工合悪いのぢやないかというふうに思いますので、今先生御指摘の点は、この暫定法全部の問題としてもう少し研究させていただきたいというふうに思います。
○委員長(藤野繁雄君) ちょっと速記中止とめて。

へ参りますと、一メートル五十もしくは三メートル近くあると言つております。おそらくは除雪がおくれることによつてまたいすれ言つてくるだらうと思ひますが、冷害並びに作付期の遅延による減収が言うて出られるだらうと思う。こんなことはもうわかっているのです。こういうようなことがはつきりわかつておりますのですから、少なくとも大体の時期が来たら、農林省としても一べんくらいそういうところを見てもらいたいだらうと思うのです、大臣が。今年のことき豪雪はもう六十年來の豪雪だというので、非常に騒ぎを広範の地域で起こしております、鐵道が五日も六日もとまつた、まだ現在肥料輸送が完全にいくかいかぬか、これは疑問です。肥料輸送、輸送はしましても配給の道がない、配給の道がないのです。従いまして多額の配給の引き取りの費用をかければ、これでは問題になつてきておる、こういうものは次から次に出てくる。あるいは水害がないとは絶対に保障はできません。今年の雪の状態から見まして、現に北海道でも水害がある、秋田県でも青森でも水害が起きておる。これは直ちに土木や農業施設に対してもそらくは大きな災害を障害を与えるだらうと、いうことは考えられます。こういうことについて農林大臣はどういうふうに考えておられるか、一つの意見を伺つておきたいと同時に、できますれば、豪雪地帯に一べんくらい今雪のあるうちに行つて、どんな様子か見ていただきたいと思います。東京なんか桜の花が咲いておりますよ、桜の花をあとにしておつたら問題ではありません。まだ一メートルか二十も三十もある雪の中におるのです。こういうものを一べきで大本の参考をお聞きしたいと申しておつたらしいのです。これに対する

それで先ほど公共土木的ということを私申し上げたのでございますが、農地につきましては、若干その点は秋山先生御指摘のようこそ、弘吉才達である

か取ったのを朝から販賣してが、これが
は実は私有地になつております。そう
してしかもそれが連年災害を受けて、
そうして決壟をしたりして大弱りをして
おるんですが、私はこれは漁業の方
面においては、農地よりもまだ重要な
役割であり、そうしてしかも其同の使
用となつておりますが、古い時代の土
地の何というか所有関係でもつて、不
在地主のような関係、そういうような
非常にむずかしい問題も一つある。こ
れが災害を受けたときには、もう土地
を持っておる所有者は直すことができ
ないのです。それからそこに住んでお
る人たちも、それを復旧させることが不
可能ない。こんなようなことになつ
て、これは実は盲点になつておる点がも
ある。私はこういうような場合に、干
し場の問題を取り上げていただきたいと
考へております。この点はどうであります
か、雑用地になつておるのではないか
いのものではないか、こういうふうに
考へております。この点はどうですか
関係の対象にも一つしていただき販賣

がつてくるのじゃないか、共同利用施設は全部これは一二%というふうになつております。農地よりもはるかに補助率は低くなつております。でありますので、この問題は単に連年災といふことだけじゃなくて、この暫定法の考え方といいますか、その対象につきまして基本的にもつと検討をした上でありますんと、これだけに連年災といふことは、私はちょっと工合悪いのじゃないかというふうに思いますので、今先生御指摘の点は、この暫定法全部の問題としてもう少し研究させていただきたいというふうに思います。

○委員長(藤野繁雄君) ちょっと速記をためて。

〔速記中止〕

○委員長(藤野繁雄君) 速記始めて。

○清澤俊英君 農林大臣にちょっとお伺いしたいのは、大体大臣は暖いところに成長せられたので、あまり雪のことなどを御存じないと思うのです。だから大体においてこの豪雪地帯に対して農林大臣は大体どう考えておられるか、どうふうに豪雪地帯を見ておられるか、

へ参りますと、一メートル五十もしくは三メートル近くあると言つております。おそらくは除雪がおくれることによってまたいすれ言つてくるだろうと思ひますが、冷害並びに作付期の遅延による減収が言うて出られるだろうと思ふ。こんなことはもうわかつてゐるのです。こういうようなことがはつきりわかつておりますですから、少なくとも大体の時期が来たら、農林省としても一べんくらいそういうところを見てくれたらいいだらうと思うので、大臣が、今年のごとき豪雪はもう六十年來の豪雪だといふので、非常に驚きを広範の地域で起こしております。鉄道が五日も六日もとまつた、まだ現在肥料輸送が完全にいくかいかぬか、これは疑問です。肥料輸送、輸送はしましても配給の道がない、配給の道がないのです。従いまして多額の配給の引き取りの費用をかければ、これは村の倉庫なり何なり持つていてますけれども、こういうようなものが山積しているのです。ことに最近、大臣も御承認の通りよどみの春踏、水害の発生で問題になつてきておる、こういうものは次から次に出てくる。あるいは水害がないとは絶対に保障はできません。今年の雪の状態から見まして、胆に土木や農業施設に対してもおそらくは大きな灾害を障害を与えるだらう、ということは考えられます。こういうことについて農林大臣はどういうふうに考えておられるか、一つの意見を伺つておきたいと同時に、できますれば、豪雪地帯に一べんくらい今雪のあるうちに行つて、どんな様子を見ていたいと思います。東京なんか桜の花が咲いておりますよ、桜の花をあえて見ておつたら問題ではありません。まだ一メートルが二十も三十もある雪の中におるのです。こういうものを一べきで見ていただきたいのです。これに対して大体のお考えをお聞きしたいと申します。

法律の中でも、農地につきましては私
有財産であるが、これはほかの共同利潤
用施設等と違つて、最初は「五割」、最
後は九割¹というような高率補助をいた
しております、現行法自体で。実はい
ろいろ取り扱いを異にいたしておりま
す。今度やりましたのは農地を除きま
す。

は実は私有地になつております。そしてしかもこれが連年災害を受けて、そうして決壟をしたりして大弱りをしておるんですが、私はこれは漁業の方面においては、農地よりもまだ重要な役割であり、そうしてしかも共同の使用となつておりますが、古い時代の土地の何というか所有関係でもつて、不在地主のような関係、そういうような非常にむずかしい問題も一つある。これが災害を受けたときには、もう土地を持つておる所有者は直すことができないのです。それからそこに住んでおる人たちも、それを復旧させることができない。こんなようなことになつて、これは実は盲点になつておる点がある。私はこういうような場合に、干し場の問題を取り上げていただいて、そうしてやはり連年災害その他にもいえるし、また全体の場合にこの災害の関係の対象にも一つしていただき筋合のものではないか、こういうふうに考えております。この点はどうですか、雑用地になつておるのではないかと思うのです。

へ参りますと、一メートル五十もしくは三メートル近くあると言つております。おそらくは除雪がおくれることに、よつてまたいすれ言つてくるだろうと思ひますが、冷害並びに作付期の遅延による減収が言うて出られるだらうと思う。こんなことはもうわかつてゐるのです。こういうようなことがはつきりわかつておりますのですから、少なくとも大体の時期が来たら、農林省としても一べんくらいそういうところを見てくれたらいだらうと思うのです、大臣が。今年のとき豪雪はもう六十年來の豪雪だというので、非常に騒ぎを広範の地域で起こしております。鉄道が五日も六日もとまつた、まだ現在肥料輸送が完全にいくかいなか、これは疑問です。肥料輸送、輸送はしましても配給の道がない、配給の道がないのです。従いまして多額の配給の引き取りの費用をかければ、これは村の倉庫なり何なり持つていてけけれども、こういうようなものが山積しているのです。ことに最近、大臣も御承知の通りなだれの続発、水害の続発、これがどんどんと出ておるわけですから。だから災害は倍加こそれ、決して十四億円くらいにとまるものではないと思うのですが、こういうことは大体において想定ができるのです。それをただ雪の中にある災害を知らぬ顛して、ただ報告があつただけのものを中心にして考えておられるから、どうとて問題になつてきておる、こういうものは次から次に出てくる。あるいは水害がないとは絶対に保障はできません。今年の雪の状態から見まして、北海道でも水害がある、秋田県でも青森でも水害が起きておる。これは直ちに土木や農業施設に対してもそろは大きな灾害を障害を与えるだらうと、いうことは考えられます。こういうことについて農林大臣はどういうふうに考えておられるか、一つの意見を伺つておきたいと同時に、できますれば、豪雪地帯に一べんくらい今雪のあるうちに、行って、どんな様子か見ていただきたいと思います。東京なんか桜の花が咲いておりますよ、桜の花をあてにしておつたら問題ではありません。まだ一メートルか二十も三十もある雪の中におるのです。こういうものを一べき見ていただきたいのです。これに対して大体のお考えをお聞きしたいと思います。

○国務大臣(周東英雄君) 豪雪地帯、ことに今年はお話しのように六十年來の雪だというお話をありますが、この間科学技術庁長官のお話を伺つても、六十年來の雪ではなくて、寒冷が、逆にいうと、元に戻つたんだと、今までのやうな形でなく雪は今後も多いのではないかかるかというお話もあり、私もとしてはもう少し積雪地帯におけるあらゆる問題について科学的な調査研究をなすべき何か機関を作つて、

れに対する対策を考えたい、こういう話を開議で話しておるわけです。ことしの問題はことしの問題として、対する対策を考えいくのが必要じやなからうかという今日は考え方であります。

今いろいろお話をございました、私は実は今度の問題のときには行っておりませんが、井原政務次官に現地は見ていただいておりますが、従来における長岡各地における雪の多かったときに、両三回私は参つております。お話をりするという地方における生活の暗さ

○清澤俊英君 まあせっかく開議で決定せられました恒久対策に対する施策について、積極的に進め願いたい

○河野謙三君 まず、かねがね当委員会の要望しております飼料の緊急対

策として、政府手持ちの麦を直接農

池、あるいは土どめ工とか、階段工と

いう法律のあることを知らなかつたので

すが、大体そういう積み俵等に対しても数千万円かけてこれを防止してい

ます。俵何万俵と積みまして、それで使う。たまたまその当時私どもはこうい

う法律に対する補助金をもらうのにからこれに対する補助金をもらうに

非常に困難したわけです。非常な困難

ですが、大体そういう積み俵等に対して、そうしてほんのつかみ金を五百

万円ばかりもらいましたやつを、その後富山がやはり同じ水害があつたとい

うので、富山の方へ分けやつた。ごくわずかなものさえお恵み的にもらわなければならぬ、こういう実例があ

ります。

そこで局長にお伺いしておきたいことは、あいつた場合周囲三里もある

ところの福島潟の全流域並びにそれから通ずるところの用水路全部に積み俵

をして、田畠の浸水防止をやって參りました。こういう場合には、この天災

法の二条の三項の規定が適用できますかどうか、そいつを一つお伺いしておきたい。

○政府委員(伊東正義君) 先生の御質問は、おそらく天災融資法じゃなく

て、農林水産業施設災害復旧事業費の

國庫補助の暫定措置に関する法律とい

う法律の二条の第一項の三号のこと

と思います。これは撥用施設の定義であります。

○委員長(藤野繁雄君) 速記をとめ

〔速記中止〕

第八部 農林水産委員会会議録第二十六号 昭和三十六年四月六日 【參議院】

料として供給いたします場合、単位農協を通しまして、いわゆる大、裸麦を農家に銅ぬかとして使われておなじみの通常の形でございます。その春ぬか、またふすま等が非常に払底をいたしておりますのを、こういう手順で数量的に補てんをしていきたいといたのが考え方をとつておるわけでございまして、いろいろな考え方をとつておるわけでございまして、なかなか、また前回申し上げましたような考え方で、政府部内の考え方をまとめておるわけございまして、いろいろな考え方をとつておるわけでございまして、実行上十分でないというような御批判もあるかと思ひますが、まあ事柄を急ぐわけございませんので、とりあえず早く出発をいたしませんと、いたずらに相談にだされ時間がかけておるということも、当面の事態からいたしまして、われわれはとして避けなければならないと考え方でありますように、とにかくただいま私どもが考えておりますように、工夫を加えるといふことで、御了承をお願いしたいと考へる次第でございます。

関係からいたしましたて、十分その効果を見ておるわけでございます。実際にそれが現実に出で参るようありますと、その価格を指示いたしましても、これ端価格が、政府が期待するような価格として実現するということは、非常にむずかしいわけでござります。私どもの方考え方といたしましては、需給関係を、そういう価格が実現できるようにならべて安い価格が実現できるとうな形のものに持っていくということを先決問題でございまするので、その方向に努力をいたしておるわけでござります。現実に価格を指示するということになりますと、この千二百円の払下げ麦で、なかなかこの価格で、いわゆる業者の側から見まして、そうう価格を指示するというわけにもいかない面もござりまするので、しばらくはこの千二百円の麦で、実際にどういう価格が実現するか、できる限り安い価格で売らせるよう、いわゆる総合的な行政指導をすることはもちろんであります。実際にこれでどういう価格が実現をするかという状況を見てから問題として、考えたいと思っております。

てやれということは言いませんが、していく上において一番大事な手がかりは、農林省から見れば外郭団体といわれる農業団体でしょう。この農業団体が、何にも信頼ができない赤の他人と同じような、こうしたたらあぶない、ああしたらあぶないということでは、一休、農林行政は進まないと思う。だからそれはびしひ監督指導したらいいと思う。それを過去の二、三の例をとらえて、そうしてそれだけによって、せっかく農業団体に期待する農民が、これだけ飼料の不足に困つておるときに、手続上のことで、主たる目的の困った農家にえさを早く届けるということにズレが起るということは、私は農林行政全般の問題として、農林省は農業団体をいかに考えていくか、またいかに今後指導すべきかということについて、大臣の私は御方針があると思う。現に今提案されておる農業基本法にいたしましても、これは政府の提案はもろんのこと、社会党、民社党の基本法にいたしましても、すべてこれは農政を進めしていく手がかりは農業団体。むしろ農業団体が主体でしょ。その農業団体に対してもわざかなえさを払い下げる場合に、あぶないあぶないというようなことでやっていることについては、どうも私は納得がいかない。これは一つ農業団体につきましての、大臣の、過去のことは過去のこととして、将来どうするか、どういうふうに扱っていくかということについて、私は根本的な方針を伺いたいと思う。

んだ。今までのようない供給不足のときには政府が権力によつて価格を指示したつて実行不可能、しかし今度のように事柄の本質から需給関係はむしろ供給過剰の状態にあるといわるぐらいになつたその場合には、価格の指示をしらいいじやないですか。何で価格の指示をしないか。私は価格を指示しなくても大丈夫だとおっしゃるなら、一體千二百円の麦を精麦工場にやつて、それから発生するところの麦ぬかといふものは、適正価格をどのくらいと考えておられるか。下がる下がるといつても、今農家が八百円で買っておるものを見つけても下がつたんです。しかし七百円台といふことは私はないと思う。千二百円の麦を払い下げ、それから発生するところの麦ぬかが、ただ下がればいいといつても、二十円でも三十円でも五十円でも下がつたら下がつたんです。一体政府は、千二百円の麦から発生する麦ぬかの適正価値をどのくらいに抑えておるか。下がるという見通しはどうのくらい下がるであろうという腹つもりのところまで下がつたときに、初めて政府はわが意を得たりということになるんでしょう。それを七百五十四でも七百円でも下がつたら下がつたといふことで、それで妥当だということになるのですか。私はこの際千二百円の麦から発生するところの麦ぬかの価格といふものは一体どのくらいと押えておられるか。

これはむしろ大臣でなくて、金糧長官から伺いたいと思う。私はこの間申立てたのは、学校給食の麦を毎月二万トン程度払い下げているでしょう。これは一般的の麦と違つて委託加工です。学校給食のやつは、一般的の製粉工場に払い下げるのは完全な払い下げです。ところが学校給食のものは委託加工です。これを君たち加工して粉を一つ作ってくれ、その粉は政府が買取つて学校給食に回りしておるわけですね。委託加工費を払う場合にふすまがでかかるから、そのふすまの価格といふものは五百八十円を適正な価格として、そうして加工費の中から差引いておるわけですよ。だからふすまといふもののは五百八十円で売つておるわけですね。政府が。これははつきり五百八十八円で売つておるわけですよ、委託加工費を払つておるわざに九百円で農家は買つておるじゃないですか。委託加工の製粉工場は八百円から八百二十円で現実に買つたものを、右から左に八百円から八百二十円で売つておる。これはおかしいじゃないですか。どうしてこういうことを改めないか。一般的の製粉工場に対する価格といふことは御指摘通りであり、私もあらゆる機会についてお答えいたしますが、今後の農政を遂行するにつれて農業協同組合が重要な役割を持つてゐることは御指

立つて義務を持つてもらうことも必要ではないか。その上に立つて政府は大きくこれを活用するための必要な助成大臣へ私は直接訴えますが、どうも製粉、精麦工場に対する扱い方が少しおかしいですよ。たとえば私がこの間申し上げたのは、学校給食の麦を毎月二千二百円の麦を精麦工場にやつて、これが一般的の麦と違つて委託加工です。学校給食のやつは、一般的の製粉工場に払い下げるのは完全な払い下げです。ところが学校給食のものは委託加工です。これを君たち加工して粉を一つ作ってくれ、その粉は政府が買取つて学校給食に回りしておるわけですね。委託加工費を払う場合にふすまがでかかるから、そのふすまの価格といふものは五百八十円を適正な価格として、そうして加工費の中から差引いておるわけですよ。だからふすまといふもののは五百八十円で売つておるわけですね。政府が。これははつきり五百八十八円で売つておるわざに九百円で農家は買つておるじゃないですか。委託加工の製粉工場は八百円から八百二十円で現実に買つたものを、右から左に八百円から八百二十円で売つておる。これはおかしいじゃないですか。どうしてこういうことを改めないか。一般的の製粉工場に対する価格といふことは御指

りであります。
○河野謙三君 食糧庁長官にお伺いしますが、千二百円の麦を払い下げ、製粉工場で加工をして麦ぬかを作つた場合の麦ぬかの農林省から見た適正価格というのはどのくらいになりますか。
○政府委員(須賀賢二君) 千二百円で大麦を払い下げをいたしますと、これを全部麦ぬかに加工をしたという計算をいたしてみますと、大体三十キロ、いわゆる一袋でございますが、三十キロ当たりの原料代が約六百八十円ぐらいにつくわけでございます。それで、それはいわゆる原料費でございまして、六百八十円の原料費に麦ぬかに加工をする経費、それから工場としての妥当な利潤等が織り込まれましたものが、工場出し値といふことになるわけでございます。まあ、今度の場合、原料粉といふような新しい加工方式でございますから、それ自体の経費としては、私どもは必ずしも確実に把握しておりませんが、おおむね私どもの見当としましては、一袋七百円ないし七百円を若干上回るぐらいのところを工場出し値の一つの目標といふくらいの見当に置いております。
○河野謙三君 今のは原料をすりつぶした場合ですね。原料をすりつぶした場合、それじや今度の場合は当てはまぬでされども、千二百円の麦ぬかを従来通り加工いたしまして、六〇、四〇ですか、そういう従来通りの加工をして出来ました麦ぬかの価格は幾らになりますか、適正価格は。従来通りの精麦工場の加工による、六〇%はどとんですか、四〇%を麦ぬかにするので、その場合の麦ぬかの価格は。

○政府委員(須賀賢二君) この四十万

補助の暫定措置に関する法律の一項を
改正する法律案(閣法第一五一号)参
議院先議を議題といたします。
午前に引き続き、本案に対する質疑
を行ないます。御質疑のおありの方
は、順次御発言をお願いします。

○安田敏雄君 実は、この法案に関連
いたしまして、地域的な特徴的な災害
が発生したわけですが、昨日富士山の
北麓におきまして、雪代における被害
が発生したわけですが、これども、この点
について少しく当局にお尋ねいたいと
思ひます。私は、きのう所用があつて富士吉田へ参
りましたところ、夕方でござります
が、自衛隊や消防団が出動しております
が、雪どけ水が雪代と言つております
が、雪どけ水が雪代と申しますけれども、
これが米軍の演習地及びその付近を
通つて流れるために、よけい災害がひ
どくなつてくるという結果が言われて
おるわけでございます。従つて、こう
いうものに対するところの対策を当局
にお聞きしたいわけでございますけれ
ども、従来、この富士山の付近におけ
るところの砂防であるとか、あるいは
防災関係の工事といふものはほとんど
なくないかたといふところは、毎
年災害が繰り返される大きな原因があ
るのではないかと、こういうふうに考
えるわけでございます。それで今先生がおつし
やいいましたのは、先ほど申し上げま
した桂川上流分だけがござります。そ
れで今先生がおつしやいましたよう
に、これは農林省でもさつそく調査い
たしましたと同時に、調達厅にも連絡し

○政府委員(伊東正義君) 今御質問
の点でござりますが、実は私の方にま
だはつきりした報告が県から参つてお
りませんので、内容等につきまして御
説明まだいたしかねますが、もしも河
川溢水でござりますとか、あるいは決
壊等で農地農用施設がやられた、こう
いうことになりますと、当然暫定法の
補助の対象になるわけでございます。
それから先生がおつしやいました特別
損失、補償法に基づく工事だと思いま
すが、これがそういう米軍がやりま
した演習と因果関係がはつきりしている
ということになりますと、これは私の
方では実は工事はいたしておりません
が、調達厅関係で十割で工事をいたし
ております。ただ本件がそういうもの
でござりますか、この特損工事が部
分的に行なわれておりますが、その特
損工事のあつた箇所につきましては、
この宮川の深さが大体三メートルぐら
いあるわけでござりますけれども、同
時に、下流の方が河口湖からの放水路
になつております。これに火山灰がた
まりまして、約二百メートルぐらゐの
火山灰がすつとたまつておりまして、
この土砂を消防団と自衛隊が流出作業
いたしまして、雨が早く上がり風がやん
でござりますけれども、昨日富士山の
北麓におきまして、雪代における被害
が発生したわけでござります。私も、この点
について少しく当局にお尋ねいたいと
思ひます。私は、きのう所用があつて富士吉田へ参
りましたところ、夕方でござります
が、雪どけ水が雪代と言つております
が、雪どけ水が雪代と申しますけれども、
これが米軍の演習地及びその付近を
通つて流れるために、よけい災害がひ
どくなつてくるという結果が言われて
おるわけでございます。従つて、こう
いうものに対するところの対策を当局
にお聞きしたいわけでございますけれ
ども、従来、この富士山の付近におけ
るところの砂防であるとか、あるいは
防災関係の工事といふものはほとんど
なくないかたといふところは、毎
年災害が繰り返される大きな原因があ
るのではないかと、こういうふうに考
えるわけでございます。それで今先生がおつし
やいいましたのは、先ほど申し上げま
した桂川上流分だけがござります。そ
れで今先生がおつしやいましたよう
に、これは農林省でもさつそく調査い
たしましたと同時に、調達厅にも連絡し

○安田敏雄君 富士山周辺のこの防災
工事といいますか、そういうようなも
のについては、ほとんど県が貧弱でござ
りますから、從来から少し等閑視さ
れてきたという問題が一つあるわけで
あります。ただ本件がそういうもの
でござりますかどうかということは、
私がまだ報告を受けておりませんのでわ
かりませんが、農地農用施設に被害が
あれば当然どちらかで災害復旧の対象
になることはその通りでございます。
それからもう一つの問題としては、
私はまだ報告を受けておりませんのでわ
かりませんが、農地農用施設に被害が
あれば当然どちらかで災害復旧の対象
になることはその通りでございます。

○政府委員(伊東正義君) 御質問を休
みました、すぐに調査を始めまして、
どちらで、先ほど申しましたように調
達厅が関係あるかどうかということも
調べますし、もしそうでなければこの
暫定法で取り上げるということにいた
しました。暫定法で取り上げるということにいた
しましたと同時に、調達厅にも連絡し
て、これはどこがやることになります
かわかりませんが、調達厅にも連絡を
いたしました、向こうでも調べてもら
うように至急に手配いたしたいと思
います。

○委員長(藤野繁雄君) 本案について
は、本日はこの程度にいたします。

○委員長(藤野繁雄君) この際魚鱗安
定基金法案(閣法第七五号)及び漁
業権存続期間特例法案(閣法第一五〇
号)、以上いずれも予備審査の三案を一
括し議題といたします。三案について
はすでに提案理由の説明を聴取いたし
ております。本日は三案についての補

足説明を順次領取をいたします。
○政府委員(西村健次郎君) 魚価安定
基金法案の提案理由につきましては、
過日御説明申し上げた通りでござります
が、本法律案の趣旨及びその概要に
つきまして、私から補足的に御説明申
し上げます。

改善のための施策を推進することとしたしておりますが、これらの措置を用いたすとともに、これと相待つて生産及び流通の調整等の事業につき助成をする組織を設けるため、漁業生産調整組合法案を提出いたしました。次に、この法律案の内容について概略御説明申し上げます。

第一は、この基金の性格であります。が、魚価安定基金は、多様性の水産物の価格の著しい低落がこれに関係する中小漁業者の経営の安定を著しく阻害している事態にかんがみまして、漁業生産調整組合、水産業協同組合等が、多様性の水産物の価格を安定させるために行なう調整等の事業につき助成をすることによりまして、漁業経営の安定に資することを目的として設立された法人であります。法人組織にいたしましたのは、政府、都道府県及び民間団体の協力により、本事業を運営するという見地から、これらの中の出資により基金の造成を行なうこととした次第であります。そのためには、このような制度が最も適当であると考えたためであります。

第二は、基金の資本金及び出資に関する規定であります。基金の成立の当初における資本金は、一億六千万円を下るものであってはならないと法定しておりますが、このうち政府は、八千円を出資することといたしたのであります。その他の出資者といたしましては、都道府県のほか、この基金の業務に關係する諸団体に広く協力を願うります。

協同組合及び水産加工業を営む者が組織する中小企業等協同組合を予定いたしておりますが、都道府県の出資についてましても、地方財政の健全性を確保するため、自治大臣の承認を要することといたしましたのであります。

第三は、この基金の管理に関する規定であります。基金の管理につきましては、一般的な方針といたしまして極力事務の簡素化をはかり、その事務費の節減に努力して参る所存でござりますが、役員の定数についても、これを必要な最少限度のものとするため、総数を五人以内に限定した次第であります。また、基金の業務の能率的、かつ適正な運営をはかるため、基金に理事長の諮問機関として評議員会を置き、基金の業務に関する重要な事項を調査審議することといたしたのであります。

第四は、基金の業務に関する規定であります。基金は二つの業務を行なうものといたしました。

その第一点は、出資者たる漁業生産調整組合に対する資金の交付であります。漁業生産調整組合が行なう事業につきましては、この法律案とともに御審議をお願いいたしております漁業生産調整組合法案の御説明で申し上げましたように、二種類ございます。一つは、一般的な制限として、休漁日や設定、積載量の制限等を予定しておりますが、他の二つは、一定の事態において、以上の制限を行なつても、なお調整事業が十分な効果を上げ得ない場合に、一部の組合員を対象としまして陸揚げの制限を行なおうというものでありまして、その一部の組合員に対しても、一種の犠牲をしることにもなるわ

けでありますて、この場合に、漁業生産調整組合が、これらの組合員に対し、調整金を支給することとしたとしておりますが、基金は、この調整金の支給に要する経費の全部または一部に相当する金額を交付することにより、漁業生産調整組合の事業の円滑な実施を確保しようというものです。

その第二点は、出資者たる水産業協同組合または中小企業等協同組合に対する資金の交付であります。これは、従来実施して参りました水産物流通調整事業に所要の改善を加え、この基金の事業として制度的に確立いたしたいと、いうものであります。水産物流通調整事業は、系統漁協が実施するサンマかす及びスルメイカの調整保管事業につきまして、一定の条件により、保管期間中の金利相当分を助成することにより、その原料魚であるサンマ及びスルメイカの価格の著しい低落を防止しようとすると、多種性の水産物の生産及び流通の実態に即応した改善が強く要請されていましたのであります。

て指定することとしておりますが、さしあたり昭和三十六年度におきましては、サンマかすを指定する予定にしておりまして、その他のものにつきましては、諸般の情勢が整備されれば、漸次拡充をしたいと考えております。

第五は、基金の財務及び会計に関する規定であります。

基金は、毎事業年度、収入及び支出の予算、事業計画並びに資金計画を作成した場合、また財務諸表及び決算報告書を作成した場合には、農林大臣の承認を受けさせることとし、財務及び会計の健全化を期することとした次第であります。

また、基金は、その資産を金融機関への預金、国債その他の有価証券の取得等の方法によって運用して得られる結果により、その業務を実施することを原則としておりますが、多種性の水産物の生産、流通及び價格変動の実態から見て、毎年の事業量にかなりの変動が予想されるので、とくに必要があると認められる場合には、農林大臣の承認を受けて一定の範囲内で基金の元本を取りくすことができるることといたしてまして、基金の業務の運営にして遺憾のないように措置したいと考えております。

その他、この基金の行ないます業務は、いずれもきわめて公益性の高いものでありますため、それが適正に行なわれるよう、この法律案は、若干の監督規定を設けるほか所要の罰則規定も設けてあります。また、この基金に対しては登録税法その他の税法上の特例を設けてあります。

以上で、本法律案の趣旨及び概要についての補足説明を終わらせていただいた

きます。

次に、漁業生産調整組合法の趣旨及び概要の補足説明をいたします。

漁業生産調整組合法案の提案の理由につきましては、さきに、御説明申し上げた通りであります。本法案の概要及びその趣旨につきまして、私より補足的に御説明申し上げます。

わが国の漁業において重要な地位を占める中小の漁船漁業は、一般にその経営が不振であります。なまんざくサンマ、イカ、アジ、サバ、イワシ等のいわゆる多獲性の大衆魚の採捕目的とする漁業であります。この法の漁獲により、陸揚地の輸送、保管、加工等の処理能力の限度をこえて陸揚げが集中するため魚価が暴落し、いわゆる大漁貧乏の現象を生ずることがしばしばあり、その経営が著しく不安定となつておりますことは、すでに提案理由で御説明申し上げた通りであります。このような中小漁業の経営の安定をはかるためには、一方において陸揚げ後における水産物の流通を調整することが必要であります。他方この種の漁業の特質上、その前提として漁業生産自体の調整を行なうことが必要となつて参るのであります。かような見地に基づきまして、今般別途御審議願うこととしておりました魚価安定基金法案を提出いたし、中小漁業者等が自主的に生産の調整を行なうための組織として漁業生産調整組合を設けることができるようになりますとともに、必要な場合に國が直接漁業生産活動の規制に関する命令を発することによつてこれを補完する措置を講ずることとし、今回この法案を提出し

た次第であります。

次に、本法案の内容について概略御説明申し上げます。

この法案の骨子の第一点は、この法の適用を受ける漁業は政令で指定す

る事としていることであります。

この要件は二つあります。その第一

が中小漁業者であり、かつ、その漁業

が中小型漁業であることを必要とす

ることと、その漁業を営む者の中でも

あります。

組合員が任意に加入しましたは脱退

することができます。組合は指定漁業ごとに設立するものとし、かつ、重複設立を避けるため、指定漁業ごとに一個の要件を備えなければならないことと

としております。組合は、さきに申述述べました通り、一定の操業区域ごとに指定することになつておりますので、組合は、陸揚げの地区によらず一定の操業区域を単位として設立されるとしております。指定漁業は、さきに申述述べました通り、一定の操業区域ごとに指定することになつておりますので、組合は、陸揚げの地区によらず一定の操業区域を単位として設立されるとしております。組合は、さきに申述述べました通り、一定の操業区域を単位として設立されるとしております。また一度設立された組合は、この種漁業の性格にかんがみ、対象漁業が指定漁業としての要件を備えるものとして指定を受けている限り、一時的な事情に左右されず、常時存置し得るものといたしております。次に、組合員たる資格につきましては、小規模の漁船を使用して営む者は、小規模の漁船の全体に占める割合もきわめて小さく、また経営の規模が零細なために調整事業に参加せしめることは必ずしも必要、かつ、適当とは考えられない場合もありますので、組合の定款で一定規模以上の漁船を使用する者に限定することができることといたします。組合の設立の要件としては、一定の操業区域において一定の漁種を一定の漁法により採捕する漁業と同一の行なう予定で、具体的な対象としては、さしあたり、千葉県以北の太平洋におけるサンマ棲受網漁業、山陰地方におけるイカ釣漁業等を考えております。

第二点は組合の設立の仕方であります。組合は法人としておりますが、組合の原則としては、この種の組合は、農林大臣の認可を受けることを必

らに、魚価安定基金からその組合に対し、それに要する経費の全部または一部を交付することとしておるのであります。

組合が以上の調整事業を実施しようとする場合には、制限の種類、方法、内地位の向上につきましては、水産業の分野をかちつつ、相協力して漁業の経営の安定に資することを期待しております。すなわち水産業協同組合と漁業生産調整組合は、それぞれ事業の運営または陸揚げに関する一般的な制限であり、具体的には休漁日の設定、漁獲物積載数量の制限、運搬船の使用隻数の制限等を予定しております。

他の一つは、組合員の一部を対象とする陸揚げの制限であります。この事態において一般的な制限を行なつても、なお調整事業が十分な効果を上げ得ないような場合、これを具体的に申しますと、サンマ漁業において一定の港に陸揚げをしようとする漁船の漁獲物がその港における輸送、保管、加工等の処理能力をこえ、かつ、価格が著しく低落するような場合におきまして、一部の組合員の漁船に対して陸揚げの停止をさせることを予定しているのであります。この場合には、その対象となる組合員に一種の犠牲をしいる

ことになりますので、組合がその組合員に調整金を支払うこととするところにいたしております。

そのほか、組合協約は、組合員と引関係がある事業者との間ににおいても締結することができます。

ます。この場合、相手方は誠意をもつてその交渉に応じなければならないものといたしております。

第四点は漁業生産活動の規制に関する命令であります。すなわち、組合の

不公正な取引方法を用いるとき等を除いては適用しないこととし、他面、農林大臣は調整規程もしくは組合協約の認可をしようとするとき、または漁業生産活動の規制に関する命令をしよう

自主的な生産調整事業では十分な効果を上げ得ないような場合には、一定の要件のもとに農林大臣が直接に組合の

とするときは、公正取引委員会に協議しなければならないものとしております。

罰則を設けて、実効の確保をはかつておられます。また、組合の事業については一定の場合に非課税の特典を認める等のため、附則で関係法律の改正することといたしております。
以上で本法案の概要と趣旨についての補足説明を終わります。

次に、漁業権存続期間特例法案の提案理由につきましては、さきに御説明申し上げた通りであります。本法案

の概要及び趣旨につきまして、私より
補足的に説明申し上げます。

沿岸漁業は、いわば低所得、不安定

ますので、その振興をはかるため、政府におきましては各種の施策を講じておりますが、これらの施策と相まって

そのよつて立つ漁場の利用及び漁業者
の協同組織のあり方自体について根本

的な検討を加える必要があるのでないかと考えられます。そこで、昭和三

十三年六月農林省に漁業制度調査会を設け、漁業に関する基本的制度の改善之は、明らかに万全の調査等議にて、

をはかるための方策を調査審議していただきことといたしましたことは、提案理由の説明の際御説明申し上げた

通りであります。

本年三月末に行なわれましたので、政府においては、この答申に基づきまし

て、漁業法、水産業協同組合法等の改正案を取りまとめ、次の通常国会に提出いたしました」と考証ております。そこで

るで、現行漁業法に基づいて免許されております漁業権は、おおむね本年八

月三十一日及び十二月三十一日に満了することになりますが、漁業権の切りかえは改正後の漁業法によつて

一般的的な制限について、当該組合が総会の議決を経て農林大臣に申し出た場合に限り、当該組合の調整規程の内容を参照して定め、農林省令をもつてすることとしております。

の都道府県知事の意見をきかなければ
ならないものといたしております。
以上のはか、組合の管理、解散等に
つきましては、この種の組合の例に準
じ所要の規定を設けますとともに、組
合の事業に対しましては、農林大臣が
十分な監督を行なうこととし、一定の
場合には組合に対し必要な措置をとる
べきことを命じ、あるいは組合の解散
を命ずることができるものとしてお
り、さらにこの法律の違反に対しても

漁業制度調査会の最終的な答申は、本年三月末に行なわれましたので、政府においては、この答申に基づきまして、漁業法、水産業協同組合法等の改正案を取りまとめ、次の通常国会に提出いたしたいと考えております。ところで、現行漁業法に基づいて免許されております漁業権は、おむね本年八月三十一日及び十二月三十一日に満了することになりますが、漁業権の切りかえは改正後の漁業法によつて

ですが、他面、地域により、または漁業の種類によりまして、漁業の時期も異なっておりますので、これらの点も考慮し、実情に即し円滑に実施されるよう、漁業制度改革の際の例に準じ三つの期日とした次第でござります。

存続期間の延長措置をすべての漁業権について一律に適用することは妥当でないと考えられますので、次の二の場合には適用しないことといたしておられます。その一は、漁業調整その他公

施行の日から昭和三十八年八月三十一日までの間に新たに免許される漁業権につきましては、さきに申し述べました特例措置と同様の趣旨によりまして、その存続期間を昭和三十九年三月三十一日をこえない範囲内において都道府県知事が漁業権ごとに定める期間までとするにいたしております。その他権利関係の安定をはかるため、延長措置の適用を受ける漁業権ごとで適用を受けない漁業権をできるだけ早

ます。この場合、相手方は誠意をもつてその交渉に応じなければならぬものとのいたしております。

不公正な取引方法を用いるとき等を除いては適用しないこととし、他面、農林大臣は調整規程もしくは組合協約の認可をしようとするとき、または漁業生産活動の規制に関する命令をしようとするときは、公正取引委員会に協議しなければならないものとしております。

第六点は、農林大臣は漁業の指定についての政令の制定、改廃の立案をしようとするとき、または漁業生産活動の規制に関する命令をしようとするときは、中央漁業調整審議会に諮問しなければならないものとするとともに、この法律の施行に関する重要事項についても同審議会の意見を聞くことができるものとしております。このため中央漁業調整審議会の増員をはかり、新たに一般消費者及び関連事業者をも委員に加え、さらに部会の設置もできるようにして、この法律の適正な運用に資したいと考えております。また、調整規程もしくは組合協約の認可をし、または漁業生産活動の規制に関する命令の実施が関係都道府県における水産業に著しい影響を及ぼすと認めるときは、調整規程もしくは組合協約の認可をし、または規制命令を発する前に、あらかじめそ

罰則を設けて、実効の確保をはかつてあります。また、組合の事業について等のため、附則で関係法律の改正することといたしております。

以上で本法案の概要と趣旨についての補足説明を終わります。

沿岸漁業は、いわば低所得、不安定を特質とする産業として停滞的でありますので、その振興をはかるため、政府におきましては各種の施策を講じておりますが、これらの施策と相待つてそのよって立つ漁場の利用及び漁業者との協同組織のあり方自体について根本的な検討を加える必要があるのではないかと考えられます。そこで、昭和十三年六月農林省に漁業制度調査会を設け、漁業に関する基本的制度の改善をはかるための方策を調査審議していただくことといたしましたことは、提案理由の説明の際に御説明申し上げた通りであります。

行なうことが妥当と考えられるのでござります。なお、漁業権の切りかえ免許には、漁場の測量、調査、漁場計画の海区漁業調整委員会への諮問、公聴会の開催、漁場計画の公示等、その準備に約一か年の期間を必要としますので、これらの期間を見込みまして、ほぼ二年間漁業権の存続期間を延長することができるよういたしましたため、この法律案を提出した次第であります。

次に、本法律案の内容につきまして概略御説明申し上げます。

第一点といたしまして、本年八月一日現在存在する漁業権で、昭和三十八年八月三十日までにその存続期間が満了するものにつきましては、漁業法に定めております存続期間の特別措置として、後に御説明申し上げます特定の漁業権を除き、昭和三十八年八月三十日、同年十二月三十一日または昭和三十九年三月三十一日のうち都道府県知事が漁業権ごとに指定する期日までで、ほぼ二か年間延長することにいたしております。三つの期日を選びました理由は、漁場の総合利用という見地からすれば、できるだけ一齊に切りかえを行なうことが望ましいのであります。

事由の必要により漁業権の取り消しの事由があるか、またはその取り消しの事由が昭和三十八年八月三十一日までに発生することが確定なものであります。この事由に該当するかどうかは、現地における具体的な事情を十分調査し、海区漁業調整委員会に諮問した上で、都道府県知事が認定することとしております。他の一つは、漁場の敷地が他人の所有に属するか、またその漁場の水面が他人の占有にかかる漁業権で、その所有者または占有者が存続期間の延長につき同意が得られないものであります。海面下の敷地や河川法の適用を受ける河川の敷地は、一般的所有の対象となりませんので、漁場の敷地が他人の所有に属する場合に該当する場合は、準用河川、ため池、沼等敷地の場合であります。また、漁場の水面が他人の占有にかかるものは、公有水面埋立の免許にかかる水面等の場合であります。これらの二つの漁業権につきましては、公益上の必要性または他の私権との調和をはかる観点から、特例措置により延長することは妥当でないと考えまして除外することにいたしました次第であります。

く区別し、それぞれ公示等の規定を設けております。

以上で、本法案の概要と趣旨についての補足説明を終わります。

○委員長(藤野繁雄君) 以上で三案の補足説明は終わりました。

ちょっと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(藤野繁雄君) 速記を始め

て。

○千田正君 漁業権の問題で、過去においていろいろ問題が起きて、それを調整したもの、あるいはペンドイングになつてゐるようなもの、今度のあれに参考になるようなものがありましたらいただきたい。

○政府委員(西村健次郎君) 今の具体的な内容まで、あるいはモデル的なものはどうぞざいますか。

○千田正君 モデル的なもの、重点的なものでけつこうですから……。

○政府委員(西村健次郎君) わかりました。

○亀田得治君 それから魚価安定に関する今までの資料ですね、値段の上下等の。それも一つ適当に出して下さい。

○政府委員(西村健次郎君) これは、魚価安定基金法、漁業生産調整法とも関連すると思いますのでこれに関連する資料をできるだけ私どもの方でお出しすることにいたします。また、それで御不満、御要求があれば、さらに調整してお出しすることにいたします。

○清澤俊英君 渔獲高と、それからの年別、大衆魚に対する年別のなにを資料として出して下さい。

○政府委員(西村健次郎君) 今の御要

いたしておりますから、お配りする」とができます。

○河野謙三君 資料のいろいろ準備ができておると思ひますが、漁港別の輸送施設、輸送能力、こういうものはござりますか。ありましたら、もしかりになくても、要するに、魚価安定のために、やはり輸送力というものが大きな影響がある。この輸送能力、輸送施

設、これらにつきまして、できました

○政府委員(西村健次郎君) 今御要求の資料も、御要求に沿うようなものがあると思います。また、私どもの方でできるだけそれに沿うように作つてみたいと思います。

○清澤俊英君 追加して、さつきから中小企業、中小漁業こう言われる。それの区分ですね。はつきりとした。船ならば何トン以上何トンまでが、というようなものを出していただきたい。それから中小企業は資本関係、資本関係になるだろうと思ひますが、大体資本金がどれくらいのもの以下を中といい、どれくらい以下を小というか、それらの区分、それを出していただきたい。

○政府委員(西村健次郎君) 御趣旨のような資料をお出しいたしました。

○委員長(藤野繁雄君) 三案については、本日はこの程度にいたします。本日はこれをもつて散会いたします。

午後二時五十一分散会

昭和三十六年四月二十日印刷

昭和三十六年四月二十一日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局